

# 北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

- 道路交通法施行規則の一部を改正する規則 一九六
- 道警察本部告示
- 一般競争入札に係る資格に関する公示 一九八
- 特定調達契約に係る入札の公告 一九九
- 一般競争入札の実施に関する公告 二〇〇
- 一般競争入札に係る資格に関する公示 二〇一
- 一般競争入札の実施に関する公告 二〇二

- 規 則
- 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 一八六

- 告 示
- 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課) 一八六
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一八六
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 一八七
- 種畜証明書の交付 (酪農畜産課) 一八七
- 漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正 (漁港漁村課) 一八八
- 特定調達契約に係る入札の公告 (資源管理課) 一八八
- 知事権限に係る保安林の指定の予定(二件) (治山課) 一八九
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件) (治山課) 一九〇
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一九一
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一九一
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一九二
- 都市計画事業の認可 (公園下水道課) 一九二

- 公 告
- 管理美容師の資格認定講習会の指定 (食品衛生課) 一九二
- 管理美容師の資格認定講習会の指定 (食品衛生課) 一九三

- 支庁告示
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一九三
- 建築基準法による一定の複数建築物の認定 一九三

- 道立アイヌ民族文化研究センター告示
- 一般競争入札(物品の賃借)の資格に関する公示 一九三
- 一般競争入札(物品の賃借)の実施 一九四

- 道選挙管理委員会告示
- 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程 一九五
- 北海道選挙執行規程第百六条第一項の規定に基づく証票の有効期限 一九六
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 一九六

- 道公安委員会規則

## 公布された規則のあらまし

### 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七十号)

一 趣旨及び内容  
クリプトスポリジウムに係る検査体制の整備を図るよう、クリプトスポリジウム指標菌試験に係る手数料について定めることとするため、この規則を制定することとした。

### 二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

### 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(北海道公安委員会規則第三号)

### 一 趣旨

道路交通法の改正に伴い、運転経歴証明書の申請手続を規定する必要があり、また一般国道四五〇号のうち、自動車専用道路である部分が新たに供用開始されることにかんがみ、当該自動車専用道路である部分における交通警察の事務を警察署長に行わせることとするため、さらには国外運転免許証申請者の利便を図るための取扱い窓口の拡大をすることから、併せて規定の整備を行うためこの規則を制定することとした。

### 二 内容

- 道路交通法の規定に基づき、公安委員会に対する運転経歴証明書の申請手続及び経由先を規定した(第二十四条及び別記様式第二十九号、別記様式第三十号関係)。
- 北海道公安委員会に対して行う国外運転免許証の交付申請について、優良運転者免許更新センターを経由して行うことができることとした(別表一関係)。
- 交通警察の事務のうち、警察署長の権限に属する事務を行わせる自動車専用道路である部分について、一般国道四五〇号のうち、上川郡上川町字上越国有林上川中部森林管理署上川事務所九三林班に小班から紋別郡白滝村字白滝二一九番一までを加えることとした(第二十八条関係)。
- その他規定の整備を行うこととした。

### 三 施行期日

この規則は、平成十四年六月一日から施行することとした。

規則

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和六十三年北海道規則第六十号）の一部を次のとおり改正す。

別表水の項中

大腸菌群試験	一件につき 12×110E	
--------	------------------	--

大腸菌群試験	一件につき 12×110E	
クリプトスポリジウム指標菌試験	一件につき 4×1×6E	大腸菌及び嫌気性芽胞菌の各項目

なお。

附則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において順次施行する。

告示

北海道告示第941号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年5月31日

北海道知事 堀 達也

1 申請の概要

- (1) 申請年月日  
平成14年5月20日
  - (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）  
釧路県富士市今井4丁目1番1号  
大昭和製紙株式会社 代表取締役社長 北岡郊司郎
  - (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
白老郡白老町字吉原182番、208番1、211番1、718番1、724番
  - (4) 一般廃棄物処理施設の種類の  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）  
第5条第1項（ごみ処理施設）
  - (5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の  
可燃物（肉骨粉）
- 2 法第8条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間  
ア 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで  
イ 白老町生活環境課 午前8時45分から午後5時15分まで
  - (2) 縦覧の期間  
平成14年5月31日から7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - 3 意見書の提出  
(1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。  
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051 - 8558 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成14年7月15日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第942号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成14年5月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月31日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類

五 区 区 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独施設整備）] 北海道上川支庁（農業用排水）

## 北海道告示第 943 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年5月30日、美瑛町の行う土地改良（水上地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成14年5月31日

## 北海道告示第 944 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成14年5月31日

北海道知事 堀 達也

## 石狩支庁

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨石 1	スギタミニノリヘイ	シエットラソドホニー種	11. 4. 18	鹿粘駁毛	級外	札幌市井上 勉	
同 2	トルケル	フアラペラ種	61. 9. 1	駁栗毛	同	同 下川 未揮	
同 3	アジヤト	同	3. 2. 27	芦毛	同	同 同	

## 檜山支庁

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨檜 1	明 瑞 宝	半 血	種	7. 2. 3	鹿 毛	級外	今 金 町 河 島 藤 雄

## 上川支庁

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨上 1	雪 島 国	黒 毛 和 種	11. 12. 15	黒 毛	2 級	美 深 町 外 崎 敬 雄	
同 2	同	同	8. 5. 21	同	同	同 島 修	
同 3	同	同	8. 9. 12	同	同	同 島 耕一	

## 胆振支庁

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨胆 1	第二白竜	北 海 道 和 種	63. 8. 7	河 原 毛	級外	豊 浦 町 橋 本 正 弘	

## 日高支庁

証明書の番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨日 1	ハヤタカラ	ペルシユロン系種	11. 2. 20	鹿 毛	2 級	小 清 水 町 林 英 明	

平14北海道臨日 2 キ タ イ サラブレッド種 8.5.23 青 鹿 毛 2 級 門 別 町 有 限 会 社 新 生 フ ァ ー ム

北海道告示第 945 号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課、北海道渡島支庁及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 5 月 31 日

北海道知事 堀 達 也

北海道渡島南沿岸小谷石漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島南沿岸小谷石漁港海岸保全区域

市町村名 海岸保全区域

上磯郡 指定の区域

知内町

1 点の位置

基 点 1 北海道上磯郡知内町字小谷石100番南西角から144度の方向43メートルの点

2 1から33度の方向155メートルの点

3 4から220度の方向86メートルの点

4 北海道上磯郡知内町字小谷石49番の2東角

5 同 45番の東角

6 同 39番の東角

7 6から79度の方向61メートルの点

補助点1の1 1から144度の方向125メートルの点

2の1 2から145度の方向149メートルの点

3の1 3から159度の方向30メートルの点

7の1 7から155度の方向33メートルの点

2 区 域

小谷石西地区海岸

1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区

域

小谷石東地区海岸

3、4、5、6、7、7の1、3の1及び3の各点を順次に結んだ線によ

り囲まれた区域

り囲まれた区域

北海道告示第 946 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年 5 月 31 日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成14年 9 月 10 日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年 5 月 31 日から 6 月 20 日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部資源管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成14年7月17日 午後2時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P . M . , July 17 , 2002
- C . Contact point for notice : Marine Resource Management Division , Department of Fisheries and Forestry , Hokkaido Government , Nishi 6-Chome , Kita 3-Jo , Chuo-Ku , Sapporo , Hokkaido 060-8588 Japan  
Phone : 011-231-4111 Ext. 28-425

北海道告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
平成14年5月31日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林予定森林の所在 松前郡松前町字豊岡166・167の1（以上2筆について次の図場所

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

呼 び 名

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第 948 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
平成14年5月31日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林予定森林の所在 松前郡松前町字西館186（次の図に示す部分に限る。）、187、  
場所 201、311

2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第 949 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成14年5月31日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 亀田郡恵山町字日浦27（次の図に示す部分に限る。）  
場所

2 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
た目的

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅  
〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第 950 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成14年5月31日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 空知郡南幌町1593の3・1594の4・1601・1602・1608（以  
場所 上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

2(1) 解除予定保安林の所在 河東郡鹿追町北鹿追北13線5の19・北鹿追北14線5の26  
場所 （以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

3(1) 解除予定保安林の所在 上川郡清水町字羽帯489の1・491の1（以上2筆について  
場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

4(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町中西別204の15（次の図に示す部分に限る。）  
場所

解 説

注

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町泉川91の12・96の7 (以上2筆について次の場所 図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 保安林として指定され 水源のかん養  
 た目的  
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在 根室市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所  
 (2) 保安林として指定され 霧害の防備  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第951号  
 森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成14年5月31日

3(1) 解除予定保安林の所在 島牧郡島牧村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所  
 (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 解除に係る保安林の所在 厚岸郡厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛44の7・44の48 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 解除予定保安林の所在 岩内郡岩内町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所  
 (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第952号  
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。  
 平成14年5月31日

5(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所  
 (2) 保安林として指定され 水源のかん養  
 た目的  
 (3) 解除の理由 道路用地とするため

1(1) 解除予定保安林の所在 芦別市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

北海道知事 堀 達 也

呼 9 6 3 1 報

弊 公 限 有 北

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 解除予定保安林の所在 上川郡東川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養  
た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 解除予定保安林の所在 野付郡別海町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解除の理由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 解除予定保安林の所在 標津郡中標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 解除予定保安林の所在 標津郡標津町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)  
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解除の理由 農道用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第 953 号**  
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年 5 月31日

道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1	道路の種類	道				
2	路線名	置戸訓子府北見線				
3	道路の区域					
		常呂郡置戸町字置戸269番21地先 (河川敷地) から常呂郡置戸町字置戸269番 1 地先まで	前	10.84m から 35.60m まで	389.09m	—
			前	14.80m から 36.60m まで	368.29m	—
			後	14.80m から 36.60m まで	368.29m	—

**北海道告示第 954 号**  
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画法を認可した。  
平成14年 5 月31日

1	施行者の名称	厚真町	北海道知事	堀	達	也
2	都市計画事業の種類及び名称	苫小牧圏都市計画公園事業	2・2・602号	表町公園		
3	事業の施行期間	平成14年 5 月31日から平成16年 3 月31日まで				
4	事業地	勇払郡厚真町表町				
(1)	収用の部分	なし				
(2)	使用の部分	なし				

**注**

理由師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の 4 第 2 項の規定により、次の講習会を管理理容師の資格認定講習会として指定した。

北海道知事 堀 達也

文 庁 告 示

平成14年5月31日

- 1 講習会の名称 管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者 財団法人美容師試験研修センター
- 3 開催地 札幌市
- 4 講習期間 平成14年9月10日(火)から12日(木)まで及び9月17日(火)から19日(木)までの6日間

**北海道上川支庁告示第22号**  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成14年5月31日  
北海道上川支庁長 吉田 洋一

- 5 申込先 財団法人美容師試験研修センター北海道支部  
札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4F  
又は、  
北海道理容生活衛生同業組合  
札幌市中央区南2条西20丁目 北海道理容美容センター2F
- 6 申込受付期間 平成14年7月1日(月)から15日(月)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡東神楽町字東神楽52番2ほか40筆(第2工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号 東神楽町土地開発公社 理事長 関崎 定治
- 3 開発許可年月日及び番号 平成10年5月12日 上建設第10-3号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次の講習会を管理美容師の資格認定講習会として指定した。  
平成14年5月31日

**北海道日高支庁告示第5号**  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。  
平成14年5月31日  
北海道日高支庁長 眞田 篤弘

興 業 公 司

- 1 講習会の名称 管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者 財団法人美容師試験研修センター
- 3 開催地 札幌市
- 4 講習期間 平成14年10月8日(火)から10日(木)まで及び10月15日(火)から17日(木)までの6日間
- 5 申込先 財団法人美容師試験研修センター北海道支部  
札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4F  
又は、  
北海道美容業生活衛生同業組合  
札幌市中央区南2条西20丁目 北海道理容美容センター2F
- 6 申込受付期間 平成14年8月12日(月)から26日(月)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

北海道知事 堀 達也

- 1 認定番号 第482号
- 2 認定年月日 平成14年5月21日
- 3 対象区域 静内郡静内町緑町7丁目29番1、30番、104番
- 4 申請者の住所及び氏名 静内郡静内町御幸町3丁目2番50号 静内町長 沢田 房晴
- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道日高支庁経済部建設指導課及び静内町経済部建設課

興 業 公 司

**北海道立アイヌ民族文化研究センター告示第1号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。  
平成14年5月31日  
北海道立アイヌ民族文化研究センター所長 谷 本 一 之

- 1 資格及び調達をする物品等の種類



3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北1条西7丁目 フレスト1・7 5階  
北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 フレスト1・7 5階  
北海道立アイヌ民族文化研究センター会議室

(2) 入札日時 平成14年6月17日(月) 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 フレスト1・7 5階  
北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立アイヌ民族文化研究センター総務課

イ 所在地 郵便番号 060-0001  
北海道札幌市中央区北1条西7丁目 フレスト1・7 5階

電話番号 011-272-8801

(4) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

選挙執行規程の改訂

北海道選挙管理委員会告示第75号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年5月31日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程(平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

別記第51号様式及び別記第52号様式を次のとおり改める。

別記第51号様式(第103条関係)

政治活動用事務所	何選挙
年 月 日まで有効	
(候補者等)	
北海道選挙第 号	

備考

1 「第 号」には一連番号を表示し、字句は刷込み式とする。

2 規格は、おおむね縦5センチメートル、横7センチメートルとする。

3 「何選挙」には、次に定める選挙の種類を表示するものとする。

- 衆議院小選挙区選出議員選挙..... 衆議院
- 参議院選挙区選出議員選挙..... 参議院
- 北海道知事選挙..... 知事
- 北海道議会議員選挙..... 道議

別記第52号様式（第103条関係）

政治活動用事務所	何選挙
年 月 日まで有効 (後援団体)	
北海道選管第 号	

- 備考
- 「第 号」には一連番号を表示し、字句は刷込み式とする。
  - 規格は、おおむね縦5センチメートル、横7センチメートルとする。
  - 「何選挙」には、次に定める選挙の種類を表示するものとする。

衆議院小選挙区選出議員選挙……衆議  
 参議院選挙区選出議員選挙……参議  
 北海道知事選挙……知事  
 北海道議会議員選挙……道議

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

北海道選挙管理委員会告示第76号

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）第106条第1項の規定に基づき、平成14年8月1日から平成17年7月31日までの間に交付する証票の有効期限は、平成17年9月30日までとする。

なお、平成11年北海道選挙管理委員会告示第88号（北海道選挙執行規程第156条第1項の規定に基づく証票の有効期限）は、平成14年9月30日限り、その効力を失う。

平成14年5月31日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

北海道選挙管理委員会告示第77号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年5月31日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「同 敬仁会渡島 同 的場町19の6 57.12.8」を  
病院

「同 敬仁会函館 おしま病院 社会福祉法人北海道 社会事業協会岩内病 院 社会福祉法人北海道 社会事業協会岩内病 院 「深川特別養護老人ホ ーム清祥園 「深川特別養護老人ホ ーム清祥園	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	的場町19の6 岩内郡岩内町字栄170 岩内郡岩内町字高台209番2 納内町字納内3311番地128 納内町北3番97号	57.12.8 同 同 同 同 同	に、 」を 」に、 」を 」に改める。
--	---------------------	--	----------------------------------	---------------------------------

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月31日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第9条の11」を「第9条の12」に改める。

第21条の2第1項中「第90条第8項」を「第90条第9項」に改める。

第21条の5第4項中「該当する」の次に「書面又は同項第2号に該当する」を加え、同条第6項中「法第97条の2第1項第1号若しくは第2号又は第3項及び令第31条の3第1項第1号若しくは第2号若しくは令第34条の5第1号、第3号若しくは第4号」を「法第97条の2第1項又は第3項及び令第34条の5第1号、第2号、第3号又は第4号」に、「及び技能試験」を「又は技能試験」に、「運転免許試験」を「適性試験」に改める。

第22条の3中「写真をいう」の次に「。第24条において同じ」を加える。

第24条を次のように改める。

（運転経歴証明書）

第24条 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書（別記様式第29号）の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第30号）に免許用写真を添付して行うものとする。

第28条の表に次のように加える。

450号 上川郡上川町字上越国有林上川中部森林管理署上川事務所93林班に小班から紋別郡白滝村字白滝129番1まで

別表1中 法第104条の4第2項 (申請による免許の取消)を 法第104条の4第2項 (申請による免許の取消)を 同 (運転経歴証明書の申請)に、

札幌運転免許試験場  
札幌運転免許試験場又は住所地在を管轄する警察署

札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター(優良運転者免許更新センター)は、国外運転免許証の交付申請に限る。以下この項において同じ。)に、  
札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地在を管轄する警察署

法第101条第1項 同 4項 条第 5項 同 1項 条第 5項

札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター(施行規則第38条第11項に規定する一般運転者講習の受講者に係る更新の申請(特例申請を含む。))を

札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター(優良運転者免許更新センター)は、施行規則第38条第11項に規定する違反運転者等講習の受講者に係る更新の申請(特例申請を含む。))を以下この項において同じ。)に、

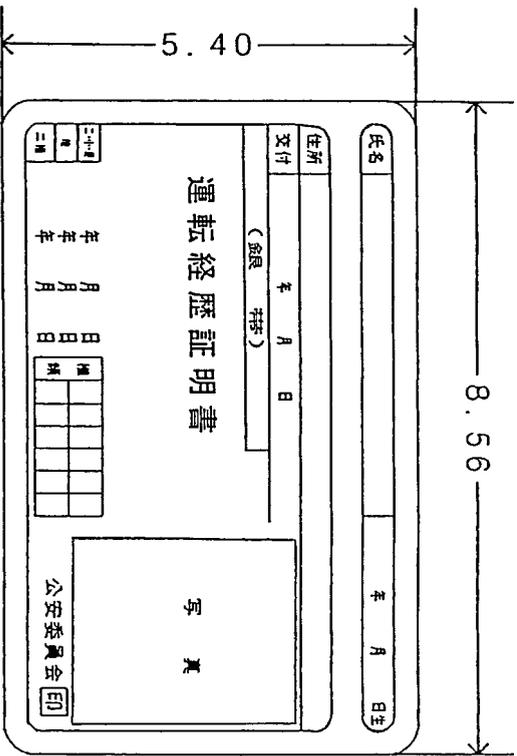
北見	北見警察署管内 北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地在を管轄する警察署
----	-----------------------------	-------------------------

北見	北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地在を管轄する警察署
法第101条の2第1項(更新の申請の特例)	法第92条の2第1項に規定する優良運転者	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター、函館運転免許試験場、旭川運転免許試験場、釧路運転免許試験場、帯広運転免許試験場又は北見運転免許試験場

に改める。  
別記様式第25号及び別記様式第25号の2中「第6項」を「第7項」に改める。  
別記様式第29号及び別記様式第30号を次のように改める。

別記様式第29号 (第24条関係)

(表)



(裏)

注 意 事 項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経過について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

- 注1 材質は、プラスチックとする。
- 注2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第30号 (第24条関係)

(表)

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書		写 真	
申請日 平成 年 月 日			
公 安 委 員 会 殿			

申 請 者	フリガナ	生年	年 月 日生
	氏 名	月 日	
住 所	住所		
	電話番号		
取 消 年 月 日	平成 年 月 日	自宅 携帯 勤務先 その他 ( )	

運転免許証の写し欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

手 数 料	1,000円分の北海道収入証紙をちよう付し、割印してください。
	証紙ちよう付 印
	証紙ちよう付 印
	証紙ちよう付 印

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

規 則 第 三 十 号

北海道警察本部告示第84号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年5月31日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年5月31日に一般競争入札の公告を行うオンラインシ

(2) 資 格 子△用ネットワーク機器・サーバ装置の賃貸借契約

(3) 物 品 等 の 種 類 オンラインシ△用ネットワーク機器・サーバ装置の賃貸借

契 約 に 関 する 資 格 ( 以 下 「 資 格 」 と い う 。 )

2 資 格 要 件 オンラインシ△用ネットワーク機器・サーバ装置の賃貸借

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年5月1日現在において、オンラインシステム用ネットワーク機器・サーバ装置の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約の種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期  
資格審査の申請は、平成14年5月31日から7月5日までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法  
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの再申請の方法

(2) 再申請の事由とする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新  
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

**北海道警察本部告示第85号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日アラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年5月31日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
オンラインシステム用ネットワーク機器・サーバ装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格  
平成14年北海道警察本部告示第84号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236)

(2) 入 札 日 時 平成14年7月12日 午前10時 (郵送による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured : Servers and Network Equipments for Online System 1 set

(2) Bid submission time and date : 10 : 00 A. M., July 12, 2002

(3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi7-chome, Kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第86号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年5月31日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

オンラインシステム用端末装置 40式 (1月当たりの単価)

(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年7月8日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年7月7日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格

(1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 調達をする賃借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の③に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申請の時期 平成14年5月31日から6月5日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入札日時 平成14年6月11日 午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

**北海道警察本部告示第87号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年5月31日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成14年5月31日に一般競争入札の公告を行うポタツン電話転送装置の賃借契約

(2) 資格 ポタツン電話転送装置の賃借契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 賃借物品の種類 ポタツン電話転送装置

2 資格要件

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、次のいずれにも該当すること。

次のいずれにも該当すること。

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、

呼 6 9 3 1 紙

解 答

公 報

規 則

規 則

規 則

契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。  
 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 (4) 道税を滞納している者でないこと。  
 (5) 平成14年5月1日現在でボタツン電話転送装置の賃貸事業を営んでいること。  
 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約の種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。  
 3 資格要件の特例  
 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。  
 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。  
 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。  
 4 資格審査の申請の時期及び方法  
 (1) 申請の時期  
 資格審査の申請は、平成14年5月31日から6月5日までの間にしなければならない。  
 (2) 申請の方法  
 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。  
 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 5 資格審査の再申請  
 (1) 再申請の事由  
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。  
 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
 イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの  
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの  
 (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続  
 (1) 資格の有効期間  
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。  
 (2) 有効期間の更新  
 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。  
 7 資格の喪失  
 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。  
**北海道警察本部告示第88号**  
 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
 平成14年5月31日  
 北海道警察本部長 上原 美都男  
 1 入札に付する事項  
 (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
 ボタツン電話転送装置 一式(1月当たりの単価)  
 (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。  
 (3) 契約期間 平成14年7月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。  
 (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所  
 2 入札に参加する者に必要な資格  
 平成14年北海道警察本部告示第87号に規定する資格を有すること。  
 3 契約条項を示す場所  
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課  
 電話番号 011-251-0110 内線 2236  
 4 入札執行の場所及び日時  
 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部1階入札会場  
 (2) 入札日時 平成14年6月11日 午前11時  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

<p>5 入札保証金 入札保証金は、免除する。</p>	<p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。</p> <p>8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
---------------------------------	---

<p>正 誤 平成14年5月21日（第1366号） 北海道告示第837の2号（家畜伝染病の発生）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。</p> <p>ページ 欄 行 138 左 上から3行目 誤 白糠郡音別町 正 釧路市</p>	
---	--

平成十四年五月三十一日

金曜日

二〇四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課